

官民連携による要配慮者支援の充実業務委託
企画提案の評価基準

審査は、企画提案書、見積書等の関係書類について、以下の評価基準に基づき実施する。

評価項目	評価基準
総合的な企画力 (20点)	① 事業の趣旨を十分に理解し、目的に合致した内容となっているか ② ワークショップ開催について、地区別に市町と団体間の顔つなぎと相互理解が進み、協働につながる内容となっているか ③ 地域課題や個別事例の検討について、地域の実状を踏まえた企画となっているか ④ 市町とNPO等の連携の促進について、具体的で効果的な方法が示されているか。
広報力 (15点)	① 幅広い分野のNPO等の参画に向けて、効果的な方法（使用媒体・周知内容・回数等）を提案しているか ② 幅広い分野のNPO等の参画に向けて、県内東部・中部・西部の特定の地域に参画が偏ることのないような方法をとっているか ③ 幅広い分野のNPO等の参画が期待できるような広報手段の工夫が考えられているか
提案内容の実現性 (10点)	① 当該委託業務に類似する業務の実施に関するノウハウ、実績を有しているか ② 当該業務を適切に遂行できる実施体制になっているか
経費見積りの妥当性 (5点)	① 提案された事業費の見積りが適切になされているか。

※各基準を5点満点（計50点満点）で評価する。

評価点	採点基準
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（委託の趣旨に合致している）
2	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
1	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果を期待できない）